

札幌市議会会議規則の一部を改正する規則案

令和 6 年（2024 年）6 月 4 日提出

全 議 員

札幌市議会会議規則の一部を改正する規則

札幌市議会会議規則（昭和 31 年市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 93 条中「その内容が請願に適合する」を「議長が必要と認める」に改める。
- (2) 第 114 条中「、印刷して」を削る。
- (3) 第 118 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 121 条とし、第 16 章中同条の前に次の 3 条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の届出）

第 118 条 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 7 第 2 号の議会等の定めるところによる届出については、議長が定める。

（電子情報処理組織を使用する方法による通知等）

第 119 条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以

下この条において同じ。) を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時(第19条(日程の作成及び配布)、第38条(委員長及び少数意見者の報告)第3項、第58条(一般質問)第3項、第61条(答弁書の配布)、第62条(文書質問)第4項、第88条(請願書の写し)第1項及び第114条(会議録の配布)の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該ファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名、連署又は記名押印(以下この項において「署名等」という。)をすることが規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関するこの規則の規定にかかわらず、氏名又は名称を明

らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第120条 この規則の規定(第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第83条(選挙規定の準用)において準用する場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等により作成又は保存(次項において「作成等」という。)をすることが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(理 由)

地方自治法の一部改正を踏まえ、議会に係る手続の一部をオンライン化するため、本案を提出する。